

口座振替のお申込みにおける注意事項（小田原市）

🌸🌸🌸 口座振替依頼書兼変更・解約届（ダウンロード様式）による申込方法 🌸🌸🌸

- (1) 申込用紙（小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届）をダウンロードし、印刷してください。
↓
- (2) 記入例を参考に必要事項を記入し、口座届出印を押印してください。
↓
- (3) 口座振替申込専用封筒の用紙をダウンロードし、印刷してください。次に封筒を作成し、110 円分の切手を貼付してください。封筒に記入済みの申込用紙を入れ、希望開始期の振替日の 60 日前までに、郵便ポストへ投函してください。

あて先：〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 小田原市役所 総務部 市税総務課 税制係

※申込用紙を直接市役所の担当窓口へ提出することもできます。

※申込用紙の控えが必要な方は、提出前に必ず写しをとってください。

※ 振替日は、納期限の日となります。ただし、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の 12 月分については、各金融機関の 12 月の最終営業日に振替となります。

🌸🌸🌸 口座振替依頼書兼変更・解約届（ダウンロード様式）でお手続きいただく際の注意事項 🌸🌸🌸

○ 口座振替全般

- (1) 白色系普通紙（A4 サイズ）に黒色で印刷してください。（一般的なコピー用紙と同等のものを使用してください。感熱紙及びロール紙は使用できません。また、拡大・縮小印刷や、申込用紙の記載内容を改ざんしないでください。）
- (2) 記入例を参考に、黒色のボールペンで記入してください。記入内容を訂正する場合は、該当箇所を二重線で消し訂正の上、訂正部分に口座届出印を押印してください。
また、届出印欄には、口座届出印を鮮明に押印してください。押し直す場合は、印影が重ならないよう隣に押印してください。口座届出印の押し間違いが多いため、再度のご確認をお願いします。
- (3) お申込みから口座振替開始まで約 60 日かかります。また、口座届出印、記入内容に不備があった場合は、申込用紙を返却し、訂正をお願いすることがありますので、さらに日数を要することがあります。
※お急ぎの方は、市内金融機関窓口へ備え付けの口座振替依頼書（3 枚複写式）により、金融機関窓口で直接お申し込みください。
※預金種目が「納税準備預金」の場合、市税以外の口座振替はできませんので、ご注意ください。
- (4) 異なる金融機関に振替口座を変更する場合、又はゆうちょ銀行の振替口座を変更する場合は、「新規」として申込をしてください。
- (5) 本様式によるお申込みは、市役所へ郵送または提出する場合に限りご利用いただけます。
本様式では金融機関窓口でのお申込みはできませんので、金融機関窓口で申し込む場合は、備え付けの口座振替依頼書（3 枚複写式）により、お申し込みください。
- (6) ゆうちょ銀行（郵便局含む）及びみずほ銀行では、本様式で口座振替の解約手続きはできません。解約手続きを希望される方は、金融機関窓口で備え付けの口座振替依頼書（3 枚複写式）により、金融機関窓口へ直接お申し込みください。

(7) お申込み後、課税がなくなるなどにより長期間口座振替が行われない場合は、口座振替ができなくなる場合がありますので、ご承知ください。

○固定資産税・都市計画税をお申込みの方へ

固定資産税・都市計画税は納税義務者ごとに課税されています。土地・家屋の名義を変更した場合（例①）、共有人数の変更があった場合（例②）、共有者構成員の変更があった場合（例③）、持分の変更を行った場合（例④）は、同じ土地・家屋であっても、新たにお申込みが必要となります。

	変更前（旧所有者）	⇒	変更後（新所有者）	
例①	小田原 花子	⇒	小田原 太郎	} 新たに 申込みが必要
例②	小田原 太郎 外2名	⇒	小田原 太郎 外1名	
例③	小田原 太郎 外1名 (太郎・花子の共有)	⇒	小田原 太郎 外1名 (太郎・一郎の共有)	
例④	小田原 太郎 (持分 1/2) 小田原 花子 (持分 1/2)	⇒	小田原 太郎 (持分 2/3) 小田原 花子 (持分 1/3)	

○国民健康保険料をお申込みの方へ

国民健康保険料のお申込みについては、「納入義務者」欄に加入者ではなく世帯主を記入してください。

〰〰〰 口座振替ができる金融機関 〰〰〰

○市税の口座振替は、市内に本・支店のある次の金融機関で取り扱っています。

横浜銀行	スルガ銀行	みずほ銀行	りそな銀行
静岡銀行	三井住友銀行	静岡中央銀行	さがみ信用金庫
中南信用金庫	中央労働金庫	小田原第一信用組合	
かながわ西湘農業協同組合 ゆうちよ銀行（郵便局含む）			

【お問い合わせ先】

種 目	担 当 課	電 話 番 号
市 県 民 税（普通徴収）	市税総務課	0465 (33) 1341
固定資産税・都市計画税		
軽自動車税（種別割）		
国民健康保険料（普通徴収）	保 険 課	0465 (33) 1834
後期高齢者医療保険料（普通徴収）		0465 (33) 1843
介護保険料（普通徴収）	高齢介護課	0465 (33) 1840
清 掃 手 数 料	環境保護課	0465 (33) 1486
霊園管理手数料	みどり公園課	0465 (33) 1583
市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料	建 築 課	0465 (33) 1553
学 校 給 食 費	保健給食課	0465 (33) 1694
放課後児童クラブ保護者負担金	教育総務課	0465 (33) 1731
保 育 所 保 育 料	保 育 課	0465 (33) 1451